

凡例

一、本巻は、福井県文書館資料叢書の第二冊目である。

一、本書の原本は、福井県文書館に寄託されている「土屋豊孝家文書」のなかの越前国坂井郡幕府領の大庄屋日記である。伝存する一三冊（一六九四～一七〇五年）のうち、元禄七年（一六九四）から元禄十二年までの七冊を『元禄期越前の幕府領大庄屋日記1』とし、ここでは後半部分の元禄十三年（一七〇〇）から宝永二年（一七〇五）までの六冊を『元禄期越前の幕府領大庄屋日記2』として翻刻した。

一、翻刻にあたっては、原本の体裁にそうよう努めたが、読みやすくするために、原文の意味を損なわない範囲で、次のように取り扱った。

(1) 使用字体は原則として常用漢字を用い、変体仮名や合字は通常の仮名に改めたが、次に掲げるような仮名・俗字・慣用字句は残した。

刁(寅) 扣(控) 躰(体) 苧(州) 斗(ばかり) ぶ(より)
而已(のみ) 而(て) 江(え) 者(は) 与(と) 茂(も)
百姓(百姓) 出情(出精)

(2) 印影は(印)とした。

(3) 全文にわたって読点と並列点をつけ、明らかな誤字には、右側の()内に正字を注記した。あわせて文意が通じないものには(マ)、文字が重複する場合は(衍)、脱字には(□脱)(□脱カ)などの傍注を付した。また、特殊な読み方をする語句のルビや、年代・人名・地名など校訂者による注記はすべて()内に記した。

(4) 欠損・虫損等によって文字が判読できない場合には、字数がわかれば□や□□□で示した。字数が判別できない場合には、二字から三字の場合「」で、それ以上はすべて「」示した。

(5) 原本の闕字・平出などはすべて省略した。

(6) 貼紙等は*でその位置を示し、適当な場所に*「」を付して置いた。

(7) 原本の合点は}で示した。

(8) 宛名の位置は、原文の年月日の位置を基準にして、それとの関係で適宜定めた。

(9) 元禄十七年三月十三日をもって宝永と改元されたが、柱は便宜上この月以降宝永とした。

一、翻刻にあたっては、当館職員が筆耕し、校合は本川幹男氏（当館資料調査員）と当館職員が行った。編集は、藤井讓治氏（当館記録資料アドバイザー）および本川幹男氏の指導をうけ、当館職員が行った。

一、資料の所蔵者をはじめ、本巻の編集のためにご協力をいただいた方々に深く感謝申し上げます。